

# 定期報告の流れ

所有者または管理者



有資格者への調査・検査依頼



依頼業務内容の確定・契約



調査・検査者による資料確認と現地調査



所有者または管理者への結果報告・助言



定期報告関係書類の作成



(一財)にいがた住宅センターへ  
報告書提出



調査・検査結果(副本等)の保存  
及び  
次回報告までの維持管理



○定期報告の調査・検査を有資格者(※)に依頼

(※) ①一級建築士

②二級建築士

③国土交通大臣が定める

資格を有する者

- ・特定建築物調査員
- ・建築設備検査員
- ・昇降機等検査員
- ・防火設備検査員

○有資格者が必要な調査等を実施

- ・対象建築物の所有者または管理者への聞き取り
- ・既存図面や前回調査結果資料等の確認
- ・現地調査 等

○調査者・検査者は、調査等の結果を対象建築物の所有者、または管理者に報告

○所有者または管理者は、是正を要する箇所、不具合の確認箇所について、調査者・検査者の助言を基に対処策を検討

○調査者・検査者は、建築物・建築設備等について報告関係書類を作成 各報告書への押印は不要です。

○所有者または管理者は、上記報告関係書類を提出

新潟市域内にある建築物は新潟市にご提出ください。

なお、報告済証の発行を希望される場合は、

(一財)にいがた住宅センターにご提出ください。

(一財)にいがた住宅センターは、提出いただいた報告書の形式等を確認し、特定行政庁へ提出します。

副本は、特定行政庁から(一財)にいがた住宅センターへ送付され、管理者等へ返却します。

○作成した定期報告関係書類は、次回報告時の資料となりますので大切に保管してください。

○是正の指摘については早急に対応し、良好な状態で維持管理してください。

## お問い合わせ先

定期報告制度に関するお問い合わせは、対象施設の所在地に応じて下記の特定行政庁にお願いします。

下記以外の  
新潟県 ◎ 新潟県土木部都市局建築住宅課 建築指導係  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
☎ 025-285-5511 (内線3396)

新潟市 ◎ 新潟市建築部建築行政課 監察指導係  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフルふるまち庁舎6階  
☎ 025-226-2845 (直通)

長岡市 ◎ 長岡市都市整備部建築・開発審査課 建築審査班  
〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト内 大手通庁舎8階  
☎ 0258-39-2226 (直通)

上越市 ◎ 上越市都市整備部建築住宅課 指導係  
〒943-8601 上越市木田1-1-3  
☎ 025-520-5783 (直通)

柏崎市 ◎ 柏崎市都市整備部建築住宅課 審査係  
〒945-8511 柏崎市日石町2-1  
☎ 0257-21-2291 (直通)

三条市 ◎ 三条市建設部建築課 審査指導係  
〒955-8686 三条市旭町2-3-1  
☎ 0256-34-5727 (直通)

新発田市 ◎ 新発田市建築課 建築審査係  
〒957-0053 新発田市中央町5-2-13  
☎ 0254-26-3557 (直通)

### ■報告書の提出窓口 及び 報告書の作成等に関する 問い合わせ先 (新潟市を除く。)

(一財)にいがた住宅センター 建築防災課 ☎ 025-283-0851  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 (公社総合ビル)

※ 提出書類等は、以下のホームページでご確認ください。  
<https://www.nphcc.or.jp>

○報告書作成の注意事項を掲載していますので参考にしてください。  
(建築物、建築設備及び防火設備で、新潟県内(新潟市を除く)報告用です)

○所有者の変更等がある場合は変更届を提出してください。  
書式及び記入例は上記ホームページからダウンロードできます。

提出先 (切り取ってお使いください)

↓

〒950-0965

新潟市中央区新光町15-2  
(公社総合ビル7階)

(一財)にいがた住宅センター  
建築防災課 宛